

第62回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成28年5月10日（火）10:30～10:57
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之議長、大田弘子議長代理、安念潤司、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一（御欠席：浦野光人）
（政府）西川内閣府審議官、松永内閣審議官
（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、山澄参事官、渡邊参事官、佐久間参事官、中沢参事官、平野参事官

4. 議題：

（開会）

1. 答申案について
2. 規制改革ホットラインについて
3. 規制レビューについて

（閉会）

5. 議事概要：

岡議長 定刻になりましたので、これから第62回規制改革会議を開会いたします。
本日の議題は、「答申案」「規制改革ホットライン」「規制レビュー」の3つでございます。
それでは、誠に恐縮でございますが、報道関係の方はここで御退室をお願いいたしたいと思っております。

（報道関係者退室）

岡議長 それでは、議事に入りたいと思っております。
まず、議題1の「答申案」でございますが、資料1について、事務局より説明をお願いいたします。

山澄参事官 資料1に、付属として付属1、2、3とついております。全体として分厚いものですが、これまで御相談してきたものからの変更点を中心に御説明したいと思っております。

資料1、まず、1枚目の表紙でございますけれども、御議論はいろいろございましたが、副題につきましては、出た御議論を基に、議長、議長代理に御相談させていただきまして、御判断の下「終わりなき挑戦」とさせていただきたいと思っております。

中身でございます。

資料の6ページまでのいわゆる総論部分でございますが、用語例と配字等々の事務的修

正以外は変更しておりません。

各論でございます7ページ以降でございますけれども、配字の修正以外のところを申し上げますと、すみません、直前だったので修正が間に合っておりませんが、8ページの「(3) 具体的な規制改革項目」の「在宅での看取りにおける規制の見直し」につきましては、Pとなっておりますけれども、関係省庁等とも議論が一段落しましたので、今、Pはないという状況で御理解いただければと思います。

11ページを御覧いただければと思います。

これも、改革の方向性等々、中身に何か変更があるわけではありませんが、このウのところでございます。支払基金の関係ですけれども、平成27年法改正の解釈といいますか、考え方につきまして、少し関係省庁にクラリファイしている過程で修正する必要が出てきましたので、この背景説明のところは修正してございます。

雇用分野に移っていただきまして、表記の変更以外はほぼないのですけれども、改めて申しますが、18ページの「公平な処遇で活躍できる仕組みづくり」のところは、ここに書いてあることに加えまして、下にPとございます一億総活躍国民会議における検討を踏まえて、加筆があり得ることになってございます。

それから、20ページ以降の農業分野でございます。

Aの生乳の生産・流通は、大変恐縮ですが、現時点でまだ調整中ございまして、御提示するに至っておりません。イのLL(ロングライフ)牛乳につきましては、実施期限につきまして御議論がございまして、これも関係省庁と調整中でございますので、まだPでございます。

21ページでございます。

先日はほぼblankで済ませておりましたが、「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」、「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に係る取組という点につきましては、産業競争力会議と農業ワーキングとの合同会議の内容などを踏まえまして、この十数行ぐらいの文章をつけ加えてございます。

いろいろと御指摘があったことをa、bと書いた上で、したがって、これらの事項について検討を進め、具体的な方策について結論を得る、期限としては平成28年秋までという記載にしております。

投資促進分野に移らせていただきます。

26ページを御覧いただければと存じます。

中ほどにありますbですが、普通第二種免許の受験資格の緩和というところに関しまして、関係省庁との議論を踏まえまして、「自動車運転免許制度」よりも少し範囲を明確化、具体化するという観点から「普通第二種免許制度」と書き改める等々の修正、それから、そのすぐ下のイのところでございますが、ワゴン車の運転に必要な免許の見直しでございますが、実施期間のところ、関係府省とともに詰めてみますと、必要な作業があるとい

うことをございまして「遅くとも平成30年度までに」という記載にしております。

29ページを御覧いただければと思います。

これもほぼ空白だったのですけれども、下半分の通訳案内士制度の見直しでございます。

これについての現在の状況は、通訳案内士法の制度の現状を第1パラグラフで書き、第2パラグラフで、現在、起こっている通訳案内士制度が抱えている問題点を書き、「したがって」以下のところは読ませていただきますが、結論部分としまして、「したがって、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する」ことを結論部分として案として提示させていただいております。

39ページから、地域活性化分野の記載でございます。

41ページから42ページにかけます民泊サービスにおける規制改革につきましては、恐縮でございますが、現在、まだ調整中でございますして、案文を御提示するに至っておりません。42ページ目の冒頭のところでございます。

「地方における規制改革」でございますが、「したがって」以下のところが空白でしたが、そこを補うとともに、数行上の部分、指摘部分についても少し修正を加えてございます。

結論部分を読ませていただきますと、「したがって、地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について、引き続き検討する」、実施時期につきましては「平成28年度以降検討」を書き加えてございます。

各論部分は、以上でございます。

47ページ以降、規制レビューについての記載がございますが、これはアップデートした数字を入れたりですとか、用語、配字の修正以外はございません。

50ページ以降が審議経過の部分でございますが、これについても件数を入れる等々の一部の修正でございます。

資料1本体は、以上でございます。

付属1につきましては、修正はございません。

付属2につきましても、国際先端テストの取りまとめについても、基本的にはこれまでものものと同じなのですが、1点だけ申しますと、6ページ、民泊サービスにおける規制改革の下のほう、青い四角のところでございますが、規制改革会議の意見としてこのような記載を書き加えてございます。

付属3は、変わりはありません。

事務局からは、以上でございます。

刀禰次長 1点だけ補足がございます。

今の資料1の8ページでございますけれども、(3)の、在宅の看取りに関する規制の見直しのイのところでありまして、在宅の看取りにおける死亡診断の関係ですが、タイトルを少しだけ修正した形で関係者と調整をしたところでございます。読み上げますと、在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備、としたところでございます。以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、今の事務局の説明に基づいて、意見交換に入りたいと思います。ご意見があれば御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

林さん、どうぞ。

林委員 少々細かいのですが、29ページの通訳案内士のところの下から6行目に「来る『観光先進国』に量と質の両面で対応できない」という文章があるのですが、「来る」観光先進国に「対応できない」というのは何か違和感がありまして、「来る」というかわりに「目指す」とか、そういうほうがよろしいのではないかと思います。

岡議長 ありがとうございます。

何か事務局でコメントがありますか。

佐久間参事官 確かに、読んでみるとという感じもなきにしもあらずで、ちょっと考えさせていただければと思います。

岡議長 今の林さんの意見を採用させてもらいましょう。

ほか、いかがでしょうか。

林さん、どうぞ。

林委員 すみません。皆様の御検討中に確認なのですが、これまで同様に、各論点について、紹介用のポンチ絵入りの1枚物も、別途作っていただけるのか、また、英語版の要約も作っていただけるのでしょうか。もし英語版を作るときに、この副題の「終わりなき」というところは、「Endless」ではなく、ネバーエンディングストーリーのように「Never ending」という形でしていただけないかなと思っています。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の意見に対して、事務局から何か。

山澄参事官 林先生のおっしゃった最初のほう、1枚物というのは、広報資料と去年読んでいたりしたもので、1項目ずつ、1枚ずつと、体裁をどうするかというのは議長とも御相談中なのですが、いずれにしてもそのようなものは作りたいと思っています。

英語につきましても、答申が出た後から作業することになりますが、そこから速やかに作業もしたいと思っています。実は前回、第3期のときには、フル英訳ではなくて、ようやくダイジェスト版の英訳にしたりとか、ちょっと期によって範囲が違ったりするのですけれども、その範囲は事務局にお任せいただければと思いますけれども、いずれにしても何らかの使えるものをやりたいと思っています。

副題の英訳につきましては、すみませんが、そのプロとももう一回よく相談させていた

だきまして、なるべくそういう感じに酌みながらやりたいと思います。

林委員 ありがとうございます。

特にポンチ絵ですが、私は健康・医療の関係でも、例えば、医薬分業の件でも、あの絵を見て理解して頂いた部分もございましたので、是非一般の方にこの規制改革の意義を理解していただくために、そういうものを作っていたいただきたいなと思っております。

岡議長 今回も作るという方針に変わりはないのですが、事務局の説明によると、1年前、大変な手作業だったという報告も受けておりまして、タイミングについては多少後ろに倒れるかもしれません。

山澄参事官 今、議長と御相談させていただいているのは、答申に間に合うべく、やや文字が中心になりますけれども、規制改革の内容、効果をまとめたものは用意いたします。

多分、林先生がおっしゃったのは、絵がざっといっぱい書いてある、昨年などに作ったものを想定しておられるのではないかと思います。すみません、それは少しお時間の猶予をいただくことになるかもしれません。そこはそういう感じでやりたいと思います。

林委員 分かりました。

私たちは、ポンチ絵の吹き出しの言葉などもみんな考えて、委員から意見を出し合って作った覚えがあり、結構思い入れがある作業なので、よろしくお願いします。

岡議長 ありがとうございます。

皆さんも御存じのように、答申が近々予定されているわけですが、その後、2か月ほど時間がございますので、場合によっては、ポンチ絵の作成にあたって委員の皆さんに御協力いただくようなことはあるかもしれません。

ほか、いかがでしょうか。

森下さん、どうぞ。

森下委員 すみません。終わった話を蒸し返すようではございますけれども、やはりポンチ絵は早目にしてほしいなと思うのです。これを全部読む一般の方は、なかなかいらっしやらないです。まず、ポンチ絵を見るので、ポンチ絵が出ないと多分読まないというほうに行ってしまうと思います。しっかり読み込んでもらえればという事務局の思いは分からないでもないのですが、現実問題としては、むしろポンチ絵が出ないとスルーされる可能性が高いので、ちょっと大変だと思いますけれども、是非ポンチ絵も早目をお願いしたいなと思います。やはりそこが出ないとこの規制改革会議の意義が理解されないところが、残念ながら、あるのが事実だと思うのです。

その意味では、作業量が大変だというのは大変御理解はいたしますが、是非頑張っていたいただければと思います。

岡議長 ありがとうございます。

作業が大変だということを委員の皆さんに理解はしていただいていますから、事務局にはできるだけ急いで、ということをお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

鶴さん。

鶴委員 先ほど林委員がおっしゃった点なのですけれども、お話を聞いていて、単純に言葉をかえればいいという問題なのかなと感じに思ひまして、この「観光先進国」というものは一体何なのか。今の書きぶりだと、勝手に日本は「観光先進国」になるのだと。なるので、たくさん旅行者が来ますよねと。それに対して対応ができないととれてしまうのです。

「観光先進国」というのは、もっと質的にもきちんとしたものでなければいけないということになれば、ここは、業務独占を維持したままでは真の意味での「観光先進国」にならないから、質的、量的にいろいろな対応をしなければいけないのだと、多分そのように普通は理解しているのですけれども、文章上はそのようなものが余り出ていなくて、そもそもその「観光先進国」は一体何を指しているのかということが非常に曖昧になってしまっているので、ここの部分は多分文章の書き方だと思うのですけれども、ちょっと工夫の余地があると思うので、少し検討いただいたほうがいいのではないのかなという感じがしましたので、お願いいたします。

岡議長 ありがとうございます。

何かコメントがあったらお願いします。

佐久間参事官 「観光先進国」というのは政府の観光ビジョンから引っ張ってきた言葉ではあるのですけれども、確かにもう少し文章を工夫する余地があると思いますので、本日の先生方の意見も踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

岡議長 長谷川さん、どうぞ。

長谷川委員 今のところ、例えば、「維持したままでは、『観光先進国』を目指す上で量と質の」とつなげたらどうか。

岡議長 アイデアが出ましたので参考にしてください。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

では、皆さん、もうよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、答申案につきましては、今日いただいた御意見を踏まえた上で修正をさせていただきます。次回の会議で審議、承認いただく形で進めていきたいと思ひます。

修正の内容と方法につきましては、大田議長代理と私に御一任いただければありがたいのですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

岡議長 それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。事務局、どうぞ。

山澄参事官 本日、数点、Pとかブランクとかとついているものがあります。そういう点につきまして、基本的には、お集まりいただくというよりも電子メール等々という形で

御報告、御協議という形にさせていただきたいと思います。あわせて御承認いただければと思います。

岡議長 今、事務局からの提案といえますか、Pの部分の修正文が出てきた段階で、皆さんに電子メール等で御連絡し、御意見があればいただくということですね。それをまた踏まえた上での修正案を先ほど申し上げたような形で取りまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

次に、議題2「規制改革ホットライン」の資料2について、事務局からの説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、資料2を御覧ください。「規制改革ホットラインの運用状況について」を説明いたします。

受付件数は、本年4月末日現在で、累計で4,423件でございます。前回の報告からはプラス8件となっております。

次に、所管省庁への検討要請の状況ですけれども、規制改革会議への前回の報告は本年4月19日以降でありましたが同日以降4月30日までに所管省庁に新たに検討要請した件数は4件で、内訳は健康・医療ワーキング関連が1つ、投資促進等ワーキング・グループ関連が2つ、地域活性化ワーキング・グループ関連が1つとなっております。累計では、2,603件、検討要請をしたところでございます。

続きまして、「3. 所管省庁からの回答状況」を説明いたします。

今期は、これまでに751件の回答を得ております。前回報告からプラス4件でございます。前期までの数字と合わせた回答総数は2,599件です。所管省庁の回答内容につきましては、資料を御参照いただければと存じます。

なお、申し忘れましたが、所管省庁へ検討要請を行った提案事項につきましては、次のページに事項名を記してございます。

私からは、以上です。

岡議長 ありがとうございました。

佐久間さん、何かあればお願いします。

佐久間委員 ありがとうございます。

新たに所管省庁に検討要請を行った提案事項、2枚目の一番下の家族風呂の規制緩和という内容ですけれども、これは、家族ではないけれども、家族になるかもしれない人たちも混浴を認めてもらいたいといった内容のものであります。

以上です。

岡議長 ありがとうございました。

ただ今の件について、何か御質問、御意見はございますか。

よろしゅうございますか。

なければ、次に進みたいと思います。

次に、議題3の「規制レビュー」の資料3-1と3-2について、事務局からの説明をお願いいたします。

渡邊参事官 規制シートの関係でございますけれども、資料3-1が数字の一覧表でございます。

今回の報告分が、ホットライン関係が1件、審議事項関係が7件の計8件となっておりまして、累計として右隅にございます139件ということで、こちらが最終的な数字になります。法律の形式により制度化されたものが37件、ホットライン関係87件、審議事項関係15件という数字を、答申の規制レビューのところにも最終的な数字として記載をしてございます。

資料3-2が、今回御報告分の8件のシートの具体的な項目、それから、実際のシートを1ページ以降添付してございますけれども、この中には民泊サービスの関係も含まれてございます。

簡単でございますが、以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対する御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

大崎さん、どうぞ。

大崎委員 単なる事実確認なのですが、たまたまだと思うのですけれども、このホットラインの要望の中で出ていた新医薬品の投薬期間制限の制限期間の短縮というものと、この規制シートに出ている新医薬品の処方日数制限は、同じことについてなのですかね。

そうすると、ホットラインで来ているのは、ここに書いてある「1年間」をもっと短くしてほしいということなのか、ちょっとその事実確認だけお願いしたいのです。

岡議長 事務局、お願いいたします。

佐久間参事官 ホットラインで来ているのは、その1年間を短縮して、半年程度にしてほしいという要望です。

岡議長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして本日の議題は全て終了となりました。皆さんの御協力で予定の時間より大分早く終わらせることができました。ありがとうございました。

事務局、何か連絡事項があればお願いいたします。

刀禰次長 1点だけ、本日の資料1でございますけれども、改めまして答申が出ますまで、まだ外部に一切公表しないという資料でございます。我々も今後の会見等でそういう扱いでございますので、改めてよろしくお願ひしたいと思ひますし、本日、この会議に出席しておられる皆様に御理解をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

岡議長 ありがとうございます。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

以上で終了させていただきます。